

議案第 50 号

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 4 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 土

(提案理由)

町営入浴施設の使用料を見直し、子どもの利用促進を図る必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例（平成 28 年箱根町条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

別表 4 の改正規定中「150 円」を「100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。